

廃棄物処理法の改正内容について

京都府山城北保健所

平成23年2月

廃棄物処理法の概要

廃棄物の種類

産業廃棄物	<p>○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳13号廃棄物</p> <p>※⑦⑧⑨⑩⑪⑰⑱は業種限定あり</p> <p>特別管理産業廃棄物</p> <p>○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境の保全に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物</p>
一般廃棄物	<p>○産業廃棄物以外の廃棄物</p> <p>特別管理一般廃棄物</p> <p>○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境の保全に係る被害を生ずるおそれのある一般廃棄物</p>

産業廃棄物の排出事業者責任

原則

排出事業者※は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

※ 建設工事の場合は元請業者が排出事業者

自ら処理を行う場合	適正な処理を行うこと	➡	保管基準、処理基準の遵守義務
他人に委託して処理を行う場合	委託先が適切な者かどうか確認すること	➡	委託基準の遵守義務
	委託契約を適正に締結すること		
	処理の流れを把握し処理が適正に行われたことを確認すること	➡	・マニフェスト制度の遵守義務 ・処理状況の確認

排出事業者が自ら保管を行う場合

排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない

■ 保管場所

- 周囲に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に、産業廃棄物保管場所であること、保管する産業廃棄物の種類等を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること

■ 飛散流出等の防止措置

- 汚水が生じるおそれがある場合、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- 屋外で容器を用いず保管する場合、一定の高さを超えないようにすること

■ 衛生管理

- ねずみ、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること

■ 収集運搬、処分に伴い保管する場合の数量制限

- 収集運搬に伴う保管: 1日当たりの平均的搬出量の7日分を超えないこと
- 処分に伴う保管: 処理施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

産業廃棄物を生ずる事業場の外で自ら保管(300m²以上に限る。)しようとするときは、あらかじめ都道府県知事あてに届け出なければならない。

排出事業者が自ら処理（収集運搬・処分）を行う場合

排出事業者は、産業廃棄物処理基準に従い、生活環境保全上支障のないように処理しなければならない

■ 収集運搬の場合

- 車体の外側に必要事項を表示すること
- 必要事項を記載した書面を携帯すること

等

■ 処分の場合

- 産業廃棄物を焼却する場合には、基準に適合した焼却設備で行うこと

等

● 実際の表示の例



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



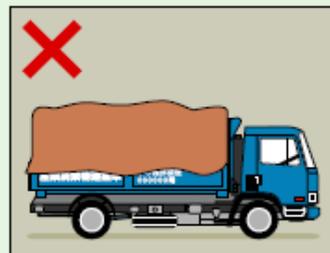
左右で表示位置が違っていても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を行っていることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。



表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

- 運搬時の表示事項
 - ・ 産業廃棄物運搬車
 - ・ 排出事業者名

- 携帯書面への記載事項
 - ・ 氏名又は名称及び住所
 - ・ 産業廃棄物の種類、数量
 - ・ 産業廃棄物を積載した日
 - ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・ 運搬先事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物の処理を委託する際の基準

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない。

- 運搬については収集運搬業者、処分については処分業者にそれぞれ委託すること。
- 委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- 委託契約は、次の条項を含み、書面で行い、5年間保存すること。

- 委託する産業廃棄物の種類・数量
- 委託者が受託者に支払う料金
- 運搬の最終目的地の所在地(運搬委託時)
- 処理施設の所在地、方法、処理能力(処分委託時)
- 最終処分場の所在地、方法、処理能力(処分委託時)
- 委託者の有する産業廃棄物の性状、荷姿や取扱う際に注意すべき事項などの情報と、その情報が変更した場合の伝達方法
- 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱い
- 委託契約の有効期間
- 受託者の事業の範囲
- 積替保管の場所に関する事項(運搬委託時)

- 委託契約書には、許可証の写しを添付すること。

<よくある契約書の不備>

- ・ 料金欄に「別途見積書のとおり」と記載されているが、添付されていない
- ・ 添付されている許可証が更新されておらず、古い

マニフェスト制度

概要

産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む。)が、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェストを交付し、自らが最終処分まで確認することを義務づけるもの

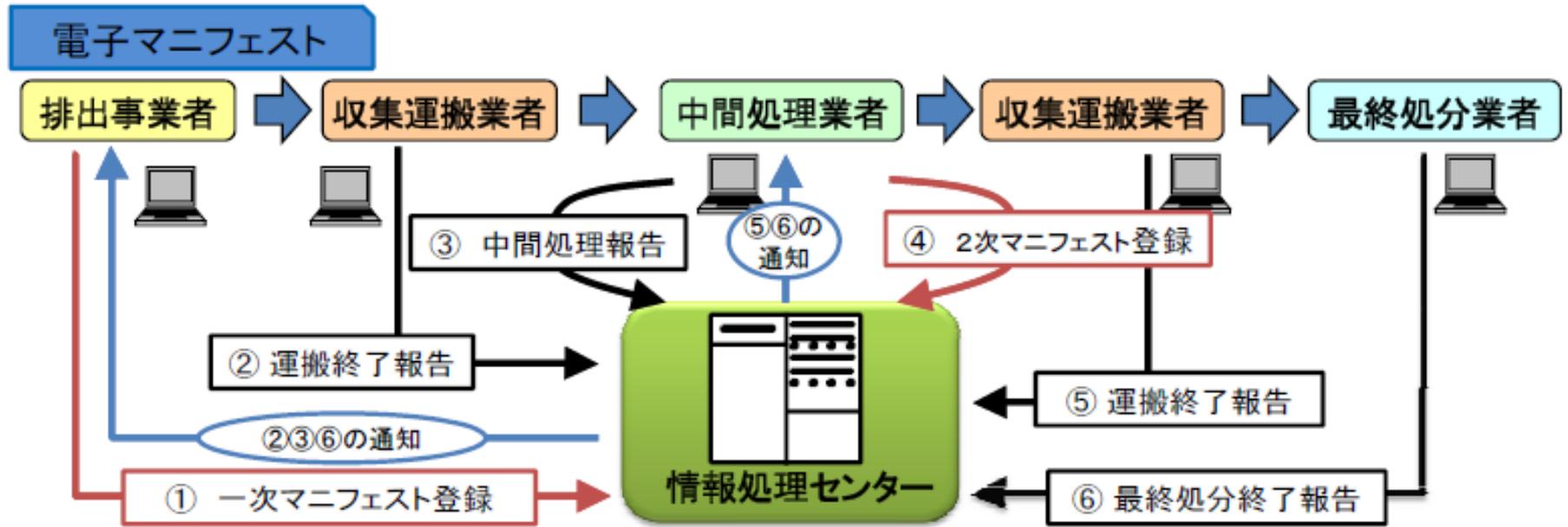
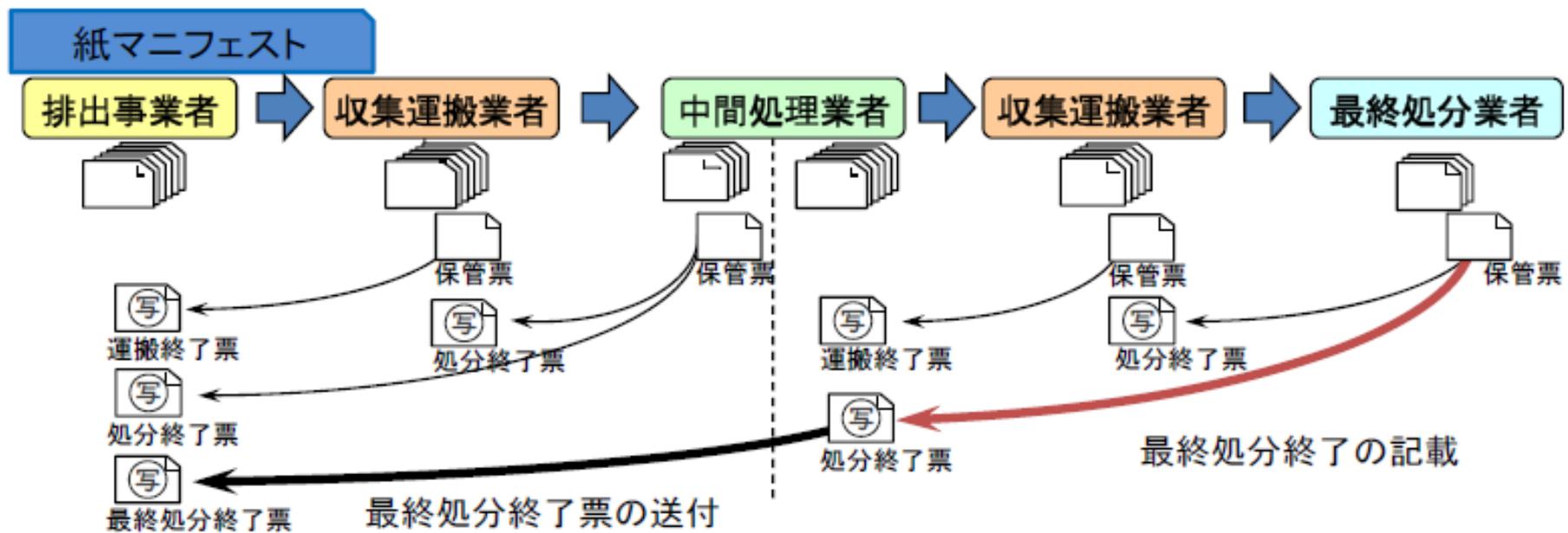
■マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)は、

- ① 毎年6月30日までに、事業場ごとの交付状況を報告すること。
- ② 交付したマニフェストの写し及び委託業者から送付されたマニフェストの写しを5年間保存すること。
- ③ 次の場合は、速やかに委託した産業廃棄物の運搬・処分の状況を把握するとともに、必要な措置を講じ、30日以内に都道府県知事に報告すること。
 - 一定期間内に委託業者からマニフェストの写しの送付を受けないとき
 - 受け取ったマニフェストに必要な事項が記載されていないとき、又は虚偽の記載があるとき
 - 適正処理が困難である旨の通知を受けたとき

■産業廃棄物処理業者は、

- ① 受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを交付してはならない
- ② マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない

マニフェストの流れ



産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域（運搬の場合は積卸しを行う区域）を管轄する都道府県知事・政令市長の許可を受けなければならない。
→ 5年ごとの更新制（今回の改正により優良認定を受ければ7年に延長）

許可基準

1 事業に用いる施設

処理業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものであること

2 申請者の能力

①収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識・技能を有すること

②収集運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

3 欠格要件

申請者が、欠格要件に該当しないこと

許可取消等

○欠格要件に該当した場合、違反行為の情状が特に重いとき等

→都道府県知事は許可を**取り消さなければならない**。

○違反行為をしたとき、施設や申請者の能力が許可基準に該当しない場合等

→都道府県知事は**事業停止命令、許可取消を行うことができる**。

廃棄物処理法の改正内容

建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任（その1）

改正概要

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有する。【法第21条の3】

建設系廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、(1)自ら処理するか、(2)その処理を許可業者に委託しなければならない。

= 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理が可能となる。

- ※ 下請負人が建設工事現場内で保管を行う場合、元請業者だけではなく下請負人も産業廃棄物保管基準に従わなければならない。
- ※ 下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、下請負人に委託基準及びマニフェストを交付等する義務を適用する(下請負人が処理委託することを推奨する趣旨ではない)。
- ※ 元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う(措置命令の対象となる)
- ※ 下請負人による一定の建設廃棄物の運搬に限り、業許可は不要となる(積保・処分は不要とならない)。ただし、処理基準に従わなければならない。

建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任（その2）

下請負人による運搬が業許可不要となる場合

(1)・(2)のいずれにも該当する必要がある。

(1) 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理廃棄物を除く)

- イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
- ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの

(2) 次のように運搬される廃棄物

- イ 1回当たりの運搬量が 1m^3 以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
- ロ 廃棄物を生ずる事業場の府県又は隣接府県の区域内にある施設(元請業者が所有権又は使用権原を有する施設(積替え保管の場所を含む))に限る。)に運搬されるもの
- ハ 運搬途中において保管が行われないもの

運搬を行う下請負人は、当該運搬が法第21条の3第3項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を携行しなければならない。

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

改正概要

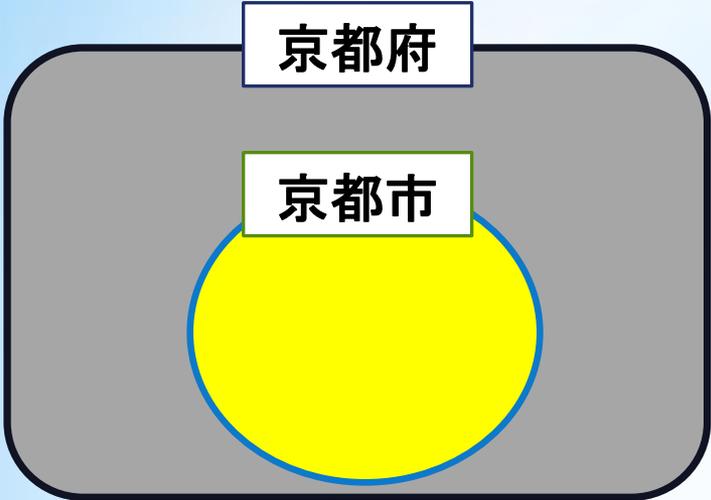
現在は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて(※)収集運搬を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

【令第27条】

(※)政令市の許可が必要となる場合

- 政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

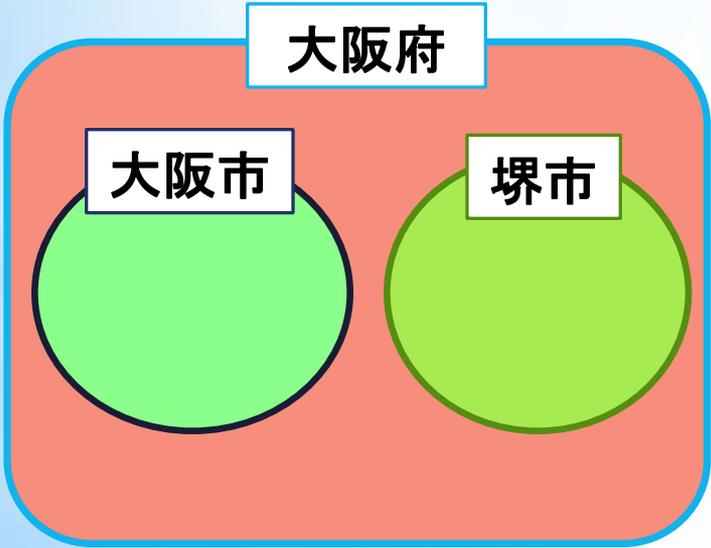
※同一都道府県内の政令市の許可の有無が変更届の対象として追加(許可証にも記載)



京都府

A diagram showing a grey rounded rectangle representing Kyoto Prefecture. Inside it is a yellow circle representing Kyoto City. Both are labeled with their respective names in white boxes.

京都市



大阪府

A diagram showing a red rounded rectangle representing Osaka Prefecture. Inside it are two green circles representing Osaka City and Sakai City. Both are labeled with their respective names in white boxes.

大阪市

堺市

◆ ケース①

京都市(積保なし)だけで業を営もうとする場合
→ **京都市**の許可が必要。(変更なし)

◆ ケース②

京都府(積保なし)と京都市(積保なし)で業を営もうとする場合
→ **京都府**の許可が必要。

◆ ケース③

京都府(積保なし)と京都市(積保あり)で業を営もうとする場合
→ **京都府(積保なし)と京都市(積保あり)**の許可が必要。(変更なし)

◆ ケース④

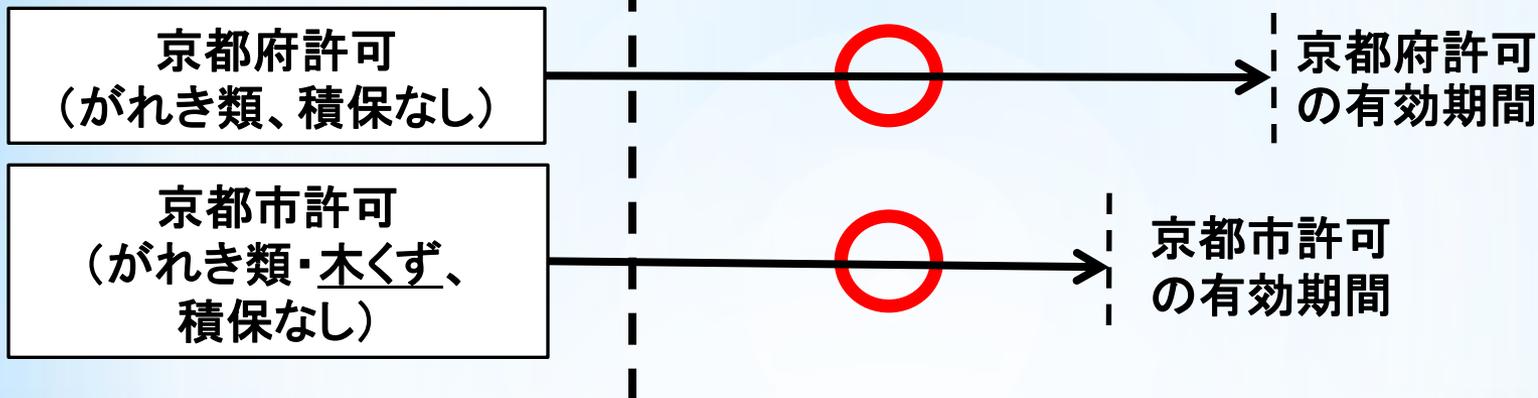
大阪市(積保なし)と京都市(積保なし)で業を営もうとする場合
→ **大阪市と京都市**の許可が必要。(変更なし)

◆ ケース⑤

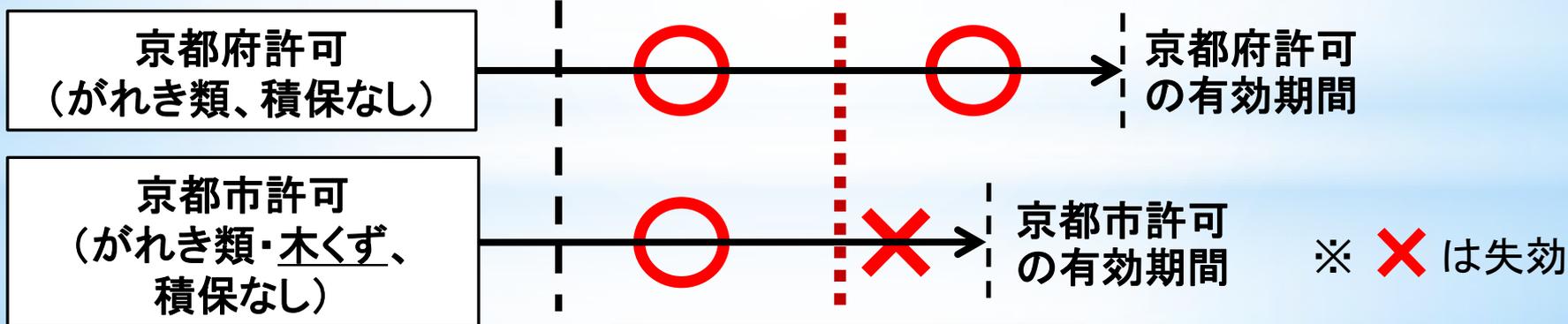
大阪市(積保なし)と堺市(積保なし)で業を営もうとする場合
→ **大阪府**の許可が必要。

経過措置について（その1）

施行日



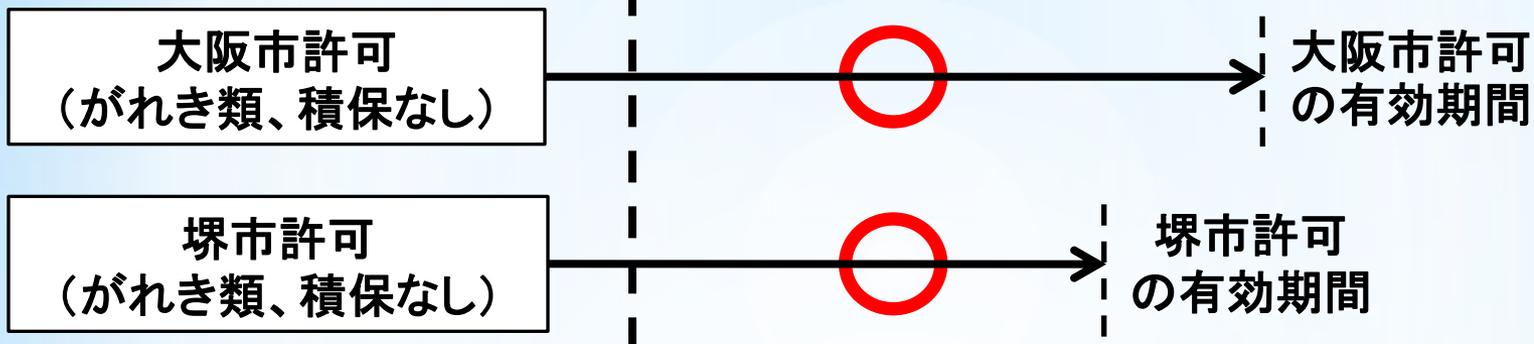
京都府(がれき類、積保なし)と京都市(がれき類・木くず、積保なし)の許可をすでに有している場合、京都市の許可は許可期限まで有効(上図)
ただし、京都府の木くず追加の変更許可を受けると京都市の許可は失効(下図)



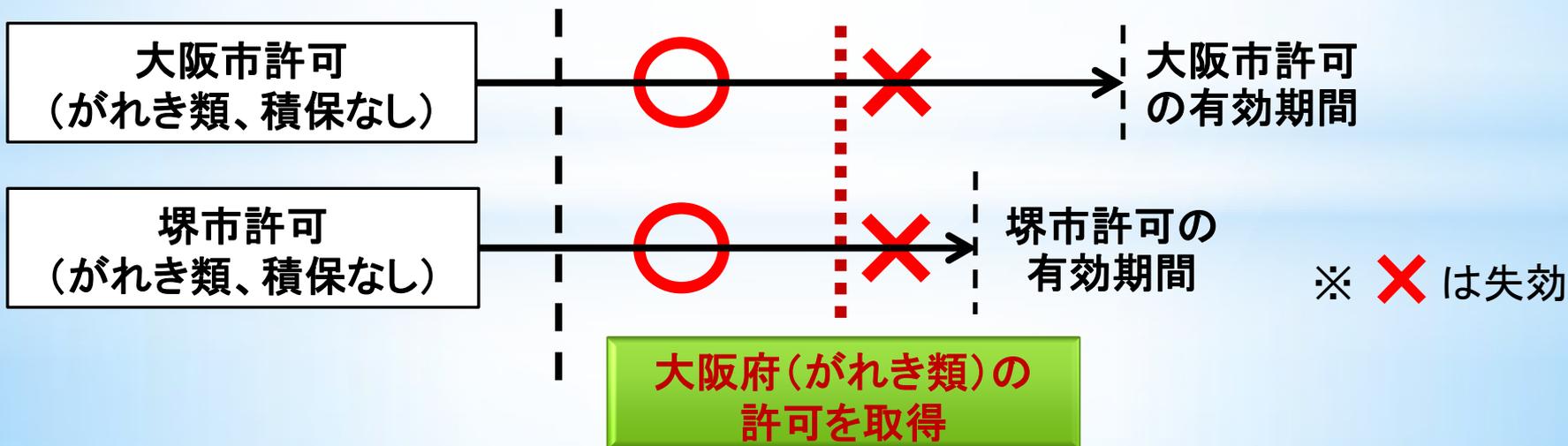
京都府の木くず追加の
変更許可

経過措置について（その2）

施行日



大阪市(がれき類、積保なし)と堺市(がれき類、積保なし)の許可をすでに有している場合、それぞれ両市の許可期限まで有効(上図)
ただし、大阪府の許可を取得すると失効(下図)



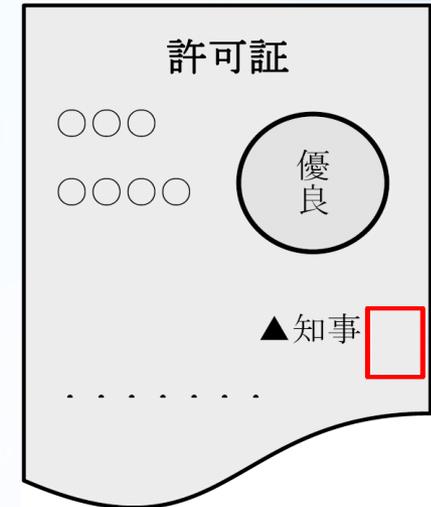
優良業者に対する許可有効期間の延長（その1）

改正概要

事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間（現行は一律5年）を7年とする。

【法第14条第2項・第7項、法第14条の4第2項・第7項】

- 更新時に環境省令で定める基準に適合することを証する書類を添付書類として提出する。【**優良認定**】
- 都道府県知事は基準に適合すると認める場合、優良マークの許可証を交付する。



※ 施行時に既に許可を受けている者は、当該許可の有効期間の満了日までの間は、任意の時点で申請可能。【**優良確認**】

優良業者に対する許可有効期間の延長（その2）

環境省令で定める基準

① 遵法性に係る基準

従前の許可の有効期間に、特定不利益処分を受けていないこと。

特定不利益処分とは、廃棄物処理法に基づく許可取消、改善命令、措置命令等

② 事業の透明性に係る基準

申請直前の6ヶ月間、法人情報、許可内容、処理状況等をインターネットで公開し、必要な頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組に係る基準

ISO14001又はエコアクション21による認証を受けていること。

④ 電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性に係る基準

○過去3年間のうち、いずれかの年度における自己資本比率が10%以上であること。

○過去3年間の各事業年度の経常利益金額に減価償却費を加えて得た額の平均値が0を超えること。

○国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。

○最終処分場に係る維持管理積立金に未納がないこと。

優良業者に対する許可有効期間の延長（その3）

申請書類

① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

許可の有効期間において、**特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面**

② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

所定の情報をインターネット上で公表し、必要な頻度で更新していることを証する書類

③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

ISO14001等の**認証書の写し等**

④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

電子マニフェストの**使用を証する書類の写し等**

⑤ 財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類

納税証明書や滞納していないことの証明書等

⑥ 現行の産業廃棄物処理業等の許可証の写し

⑦ 直前3年の各事業年度における財務諸表

※⑥、⑦は**優良確認**の場合のみ

排出事業者による産業廃棄物の処理状況確認義務

改正概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。【法第12条第7項、法第12条の2第7項】

処理の状況に関する確認とは・・・

○委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための事項を実地に確認すること

- (例)
- ・ 委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)。
 - ・ 施設外への廃棄物の飛散・流出はないか。
 - ・ 廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか。
 - ・ (安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか。 等

○処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化

改正概要

- ① マニフェストの交付者（＝**排出事業者**）は、交付したマニフェストの写し（いわゆる**A票**）を**5年間保存**しなければならない。

【法第12条の3第2項】

- ② 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、**マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。**

【法第12条の4第2項】

発出年月日	18年3月3日	記号番号	20000000020	発出者	高橋○雄
発出者	凸凹精機(株)		〒227-4444 電話番号 045-111-2222		
住所	神奈川県○市○x1-2-3		神奈川県○市○x4-5-6		
受託者	(株)△△サービス		〒221-2345 電話番号 044-555-6666		
住所	神奈川県△△市△△区△△7-8-9		静岡県○市○x4-5-6		
廃棄物の名称	機械洗浄油		500ℓ		
数量	500ℓ		ドラム缶(3本)		
引渡しの場所	神奈川県○市○x4-5-6		静岡県○市○x4-5-6		
引渡しの日時	18年3月3日		18年3月3日		
引渡しの場所	静岡県○市○x4-5-6		静岡県○市○x4-5-6		
引渡しの担当者	伊藤△夫		伊藤△夫		

※ ②の例外

電子マニフェストを使用できる処理受託者について、排出事業者から電子マニフェストを使用した報告を求められた場合は、対象外。

産業廃棄物処理業者の委託者への通知制度

改正概要

産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者に、受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生



- ①事故による保管上限超過
- ②事業の廃止
- ③施設の休廃止
- ④埋立終了
- ⑤欠格要件該当
- ⑥行政処分

10日以内にその旨を委託者に対して通知し、通知の写しを保存(5年間)しなければならない。【法第14条第13項・第14項、法第14条の4第13項・第14項】

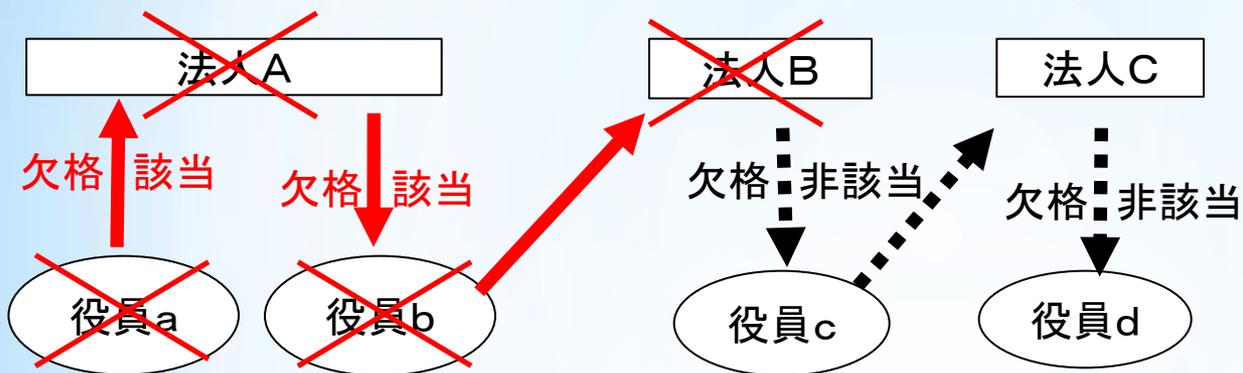


通知の発出及び通知の保存は、電子で行うことも可能。

通知を受けた者は、通知をした産業廃棄物処理業者に引き渡した廃棄物についてマニフェストの送付を受けていないときは、速やかに当該委託した産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。【法第12条の3第8項、法第12条の5第10項】

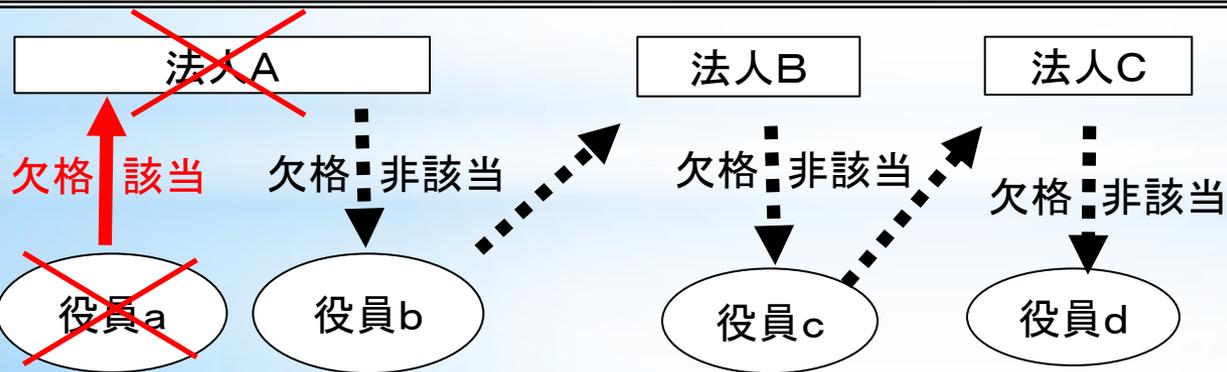
許可の欠格要件の合理化

(1) 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合



- 不法投棄等の刑罰が重い違法行為をした場合
- 暴力団が関与した場合
- 不正・不誠実な行為をするおそれがある場合
- 不正手段で許可を取得した場合

(2) 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合



- 道交法等の他法に違反して禁固刑・罰金に処せられた場合
- 廃掃法中の刑罰が軽い違法行為をした場合
- 破産した場合 等

多量排出事業者処理計画

制度概要

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン(特管産廃は50トン)以上の事業場を設置している排出事業者は、処理計画の提出、計画実施状況の報告を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について、インターネットにより公表する

処理計画の記載事項

- 計画期間
- 事業概要
- 処理に係る管理体制
- 排出抑制に関する事項
- 分別に関する事項
- 自ら行う再生利用に関する事項
- 自ら行う処分に関する事項
- 処理委託に関する事項

実施状況報告の記載事項

- 産業廃棄物排出量
- 自ら再生利用を行った量
- 自ら熱回収を行った量
- 自ら処分を行った量
- 処理委託量

※処理計画は6月30日までに提出
※実施状況報告は翌年度の6月30日までに提出

※平成23年度提出分から様式変更

処理計画提出及び実施状況報告義務違反に係る罰則(過料)の創設

その他（事業者等に関する改正内容）

概要

○帳簿の備え付け義務

帳簿の備え付けを要する事業者に、**その事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者及び許可対象外の小規模焼却施設を設置している事業者**を追加する。

○産業廃棄物の保管をする場合の届出

排出事業者は、**建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管（300m²以上に限る。）**するときは、あらかじめ届け出なければならないこととする。

○土地所有者等の通報義務

土地の所有者等は、その所有等する土地において、違法に処理された廃棄物を発見したときは、速やかに、**都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。**

その他（廃棄物処理施設に関する改正内容）

概要

○廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続

処理能力が10%以上変更されるものについては、変更許可が必要とされているところ、**処理能力が減少するものについては届け出**で良いこととする。

○廃棄物処理施設に係る定期検査

最終処分場、焼却施設等の設置許可を受けた者は、5年3ヶ月以内ごとに、廃棄物処理施設が構造基準に適合するかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

○廃棄物処理施設の維持管理情報の公表

最終処分場、焼却施設等の設置許可を受けた者は、維持管理計画及び維持管理情報をインターネット等によって公表しなければならない。

○熱回収認定

熱回収（廃棄物発電、余熱利用）の機能を有する廃棄物処理施設を設置している者は、施設の技術上の基準及び申請者の能力の基準に適合するときは、**都道府県知事の認定**（5年ごとの更新制）を受けることができる。

○廃石綿等の埋立処分基準の強化

あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、二重こん包し、埋立処分しなければならないこととし、かつ、**埋め立てた後に覆土を行う等必要な措置**を講じなければならないこととする。